

寒河江市告示第58号

寒河江市市民浴場に関する条例（昭和57年市条例第37号）第2条に規定する
寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定の取消しについて、寒河江市公の施設に
係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第9条第
2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

寒河江市長 齋藤真朗

1 施設の名称 寒河江市市民浴場

2 指定を取り消す団体の名称 寒河江市元町一丁目3番地の13

寒河江温泉協同組合

理事長 安孫子 浩智

3 取り消し期日 令和7年12月31日

4 取り消し事由 事業者の経営的理由に伴う寒河江市新市民浴場整備等事業

基本契約の合意解約による指定管理者解除のため。